

本計画の特徴

- 津波防災地域づくり法に基づく計画
- 全ての津波災害を対象に地域づくりを推進
- 国・県・市の事業を一体的に記載
- 計画期間はなく持続的に推進する

策定の目的(序章)

津波から市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちを目指すため、既存の防災・減災計画やまちづくりの計画と調和・整合を保ちながら、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示し、地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを実現しようとする計画です。

宮崎市の現状とこれまでの取組み(第1章)

◆宮崎市の現状

日向灘に注ぐ河川の周辺には、多くの市民が生活し経済活動を行っており、市街地が形成されています。



大淀川周辺の様子

◆これまでの宮崎市の地震・津波対策

- 避難訓練の実施
- 津波ハザードマップの配布
- 津波避難ビルの協定締結
- インフラ構想の策定
- 水門整備 等



避難訓練状況

地震・津波被害想定(第2章)

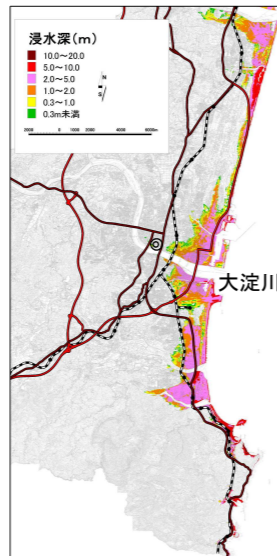
◆最大級津波想定

(H25年度 県公表)

- 浸水面積: 4,010ha (自治体最大クラス)
- 津波到達時間(最短): 18分
- 津波最大高さ: 16m

◆最大級地震・津波による被害想定(H25年度 市公表)

- 死者: 3,000人
- 建物の全半壊: 29,000棟



浸水想定図

津波防災地域づくりの課題(第3章)

(1)津波からの早期避難が困難な地区がある

(2)津波を防ぐための施設強化が必要である

(3)救援・復旧・復興のための道路が確保できない恐れがある

(4)重要公共施設等が機能しなくなる恐れがある

(5)行政区域の垣根を越えた備えが必要である

推進計画区域(第4章)

津波被害を最小限に抑えるためには、浸水想定区域内での対策だけではなく、浸水想定区域外における展開についても考慮が必要なることから、区域は市域全域とします。

津波防災地域づくりの基本方針(第5章)

なんとしても人命を守る
安全・安心を未来につなぐ
緑と調和したまちづくり

◆取り組み方針

- 早期避難のための環境を整備する
- 津波の防護ラインを強化する
- 救援・復旧・復興を支える道路機能を強化する
- 災害対応力を高める
- 広域連携基盤を強化する

◆土地利用に関する方針

現在のコンパクトシティを目指した土地利用方針をベースに、津波被害の軽減を図るための取り組みを推進

◆警戒避難体制に関する方針

地域防災計画(南海トラフ地震防災対策推進計画編)の基本方針に基づくものとする

津波防災地域づくりのために行う事業又は事務(第6章)

取り組み方針に対応する施策を整理します。

(1)早期避難のための環境を整備する

- 早期避難を促すための情報提供施設の整備
- 都市計画道路・その他の幹線道路など避難路の整備
- 避難施設の整備
- 避難体制の整備



避難施設整備

(2)津波の防護ラインを強化する

- 海岸・河川の堤防等の整備

(3)救援・復旧・復興を支える道路機能を強化する

- 緊急輸送道路や幹線道路の未整備区間の整備
- 緊急輸送道路や幹線道路の橋梁の耐震化
- 緊急輸送道路や幹線道路の埋設管等の破損・浮き上がり防止

(4)災害対応力を高める

- 港湾・漁港の防波堤等の整備
- 上下水道施設の耐震化等の整備
- 行政庁舎の防災機能の向上のための整備
- 防災支援拠点等の整備
- 地籍調査の実施



小戸之橋 架け替え

(5)広域連携基盤を強化する

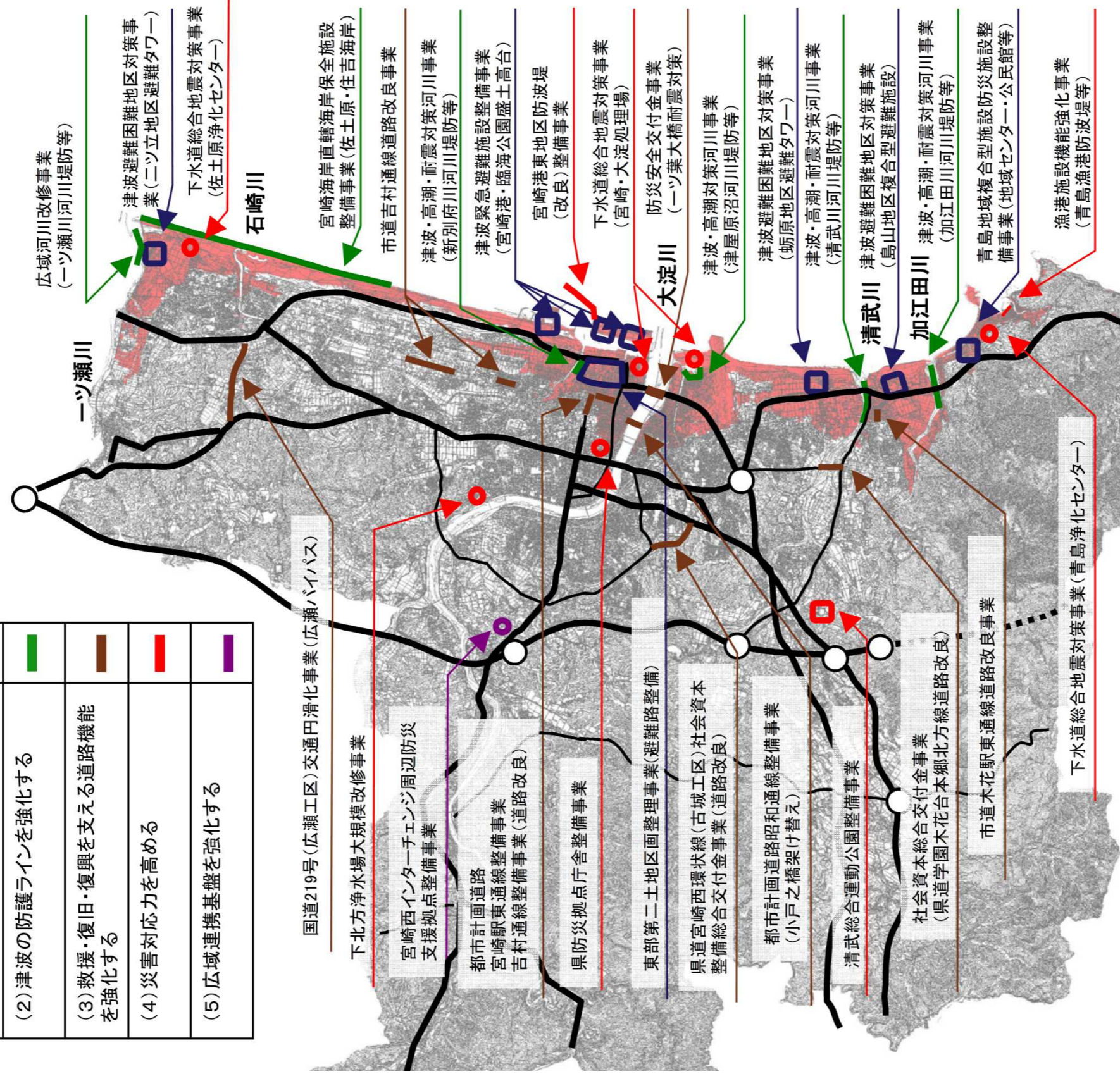
- 防災支援拠点の整備

今後の取組み(第7章)

- 対策が決まっていない海岸や河川、避難のための環境や重要施設等の課題解決に向けて、関係機関等と協議を行います。
- 都市計画マスタープランとの調和を図りながら、将来の土地利用に関する見直しの必要性について検討を行います。
- 協議会等で評価・検証を行いながら、定期的に見直しを行います。

津波防災地域づくりのためのために行う事業又は事務の位置図

取組み方針	
(1) 早期避難のための環境を整備する	■
(2) 津波の防護ラインを強化する	■
(3) 救援・復旧・復興を支える道路機能を強化する	■
(4) 災害対応力を高める	■
(5) 広域連携基盤を強化する	■



位置図に掲載されていない事業

津波情報提供システム情報板、同報系防災行政無線設置事業、国道220号緊急避難階段整備事業、津波避難行動計画策定事業、防災情報啓発番組制作事業等、市防災メモールの登録拡大、総合防災訓練事業、津波避難ビル等の協定締結、直轄国道維持管理事業（国道10号・国道220号橋梁耐震化）、防災・安全交付金事業（国道269号・県道日南高岡線橋梁耐震化）、橋梁長寿命化修繕事業（市道橋梁耐震化）、下水道総合地震対策事業（マンホールトイレ、マンホールの浮上がり防止、中継ポンプ場の耐震化等）、地籍調査事業（赤江地区等）